

第156回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時	平成23年3月8日(火)
	午後1時30分～3時40分
場 所	群馬県庁29階第1特別会議室

第156回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 平成23年3月8日(火) 午後1時30分～午後3時40分
- 2 場 所 群馬県庁(29階)第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山和貴、原田寛明、田中麻里、木村 榮、日垣由美、森田哲夫
小山 洋、下保 修(代理 稲野 茂)、宮本敏久(代理 村松 秀夫)、
平田英勝、狩野浩志、萩原 渉、後藤 新、南雲鋭一
- 4 欠席委員 真塩 卓
- 5 事務局幹事出席者
県土整備部 笹森技監
都市計画課 堺課長 高坂次長 今井次長
下水環境課 小板橋次長
建築住宅課 佐藤次長
- 6 補助説明者 廃棄物政策課 小原次長
前橋市都市計画部建築指導課 松嶋宗一
前橋市環境部廃棄物対策課 大山和宏
- 7 議案
第1号議案 高崎都市計画道路(3・4・44号矢中下斎田線)の変更について
第2号議案 高崎都市計画道路(3・3・45号寺尾木部線)の変更について
第3号議案 藤岡都市計画道路(3・3・3号北部環状線ほか1路線)の変更について
第4号議案 箕郷都市計画道路(3・3・11号箕郷幹線ほか2路線)の変更について
第5号議案 榛名都市計画道路(3・3・1号榛名幹線ほか2路線)の変更について
第6号議案 安中都市計画道路(3・3・10号南北中央幹線ほか3路線)の変更について
第7号議案 富岡都市計画道路(3・3・10号富岡下黒岩幹線)の変更について
第8号議案 伊勢崎都市計画、赤堀都市計画及び東都市計画下水道(利根川佐波流域下水道
(佐波処理区))の変更について
第9号議案 沼田都市計画、月夜野都市計画及び水上都市計画下水道(利根川上流流域下水
道(奥利根処理区))の変更について
第10号議案 玉村都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第11号議案 沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第12号議案 前橋都市計画区域内(西大室町)産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 8 議事概要 別紙のとおり

第156回群馬県都市計画審議会 議事概要

1 開会

(事務局)

大変お待たせいたしました。ただ今から、第156回群馬県都市計画審議会を、開会いたします。私は、群馬県都市計画課長の堺でございます。まず、委員の皆様の出席状況について、御報告いたします。本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は15名でございますが、現在のところ12名出席されております。従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による定足数2分の1以上に達しておりますので、本会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、前回の審議会以降、委員に異動がございましたので、事務局からご報告させていただきます。

(事務局)

お手元の群審報第96号をご覧ください。前回の審議会以降、3名の委員が変更となりました。まず、学識経験の分野で、群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合の女性部、遠藤ひとみ様が退任され、日垣由美様が就任されています。2番目に、関係行政機関の職員でございますが、国土交通省関東地方整備局長さんが職指定になっております。人事異動で菊川滋様が退任され、下保修様が就任されております。3番目に、市町村議会の議長を代表する者でございますが、群馬県市議会議長会長である新井晟久様が退任され、南雲鋭一様が就任されております。以上でございます。

(事務局)

続きまして、本年1月の人事異動で国土交通省から県土整備部の技監に就任されました、笹森技監をご紹介申し上げます。

(技監)

笹森でございます。宜しく願いいたします。

(事務局)

それでは開会にあたりまして、丸山会長からご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

(丸山会長)

本日は、第156回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方にはお忙しいところご参集いただきまして、誠にありがとうございます。本日の議案は、お手元に配布した次第のとおりでありまして、審議案件12件でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

次に、議事録署名人2名を指名いたしますので、ご了承をお願いします。今回は森田委員さんと小山委員さんをお願いいたします。

3 議事

(議長)

これより議事に入ります。なお議事の進め方でございますが、関連する議案については一括上程とさせていただきます。お手元の議事記載の議案のうち、第2号と第3号、それから第4号から第7号まで、最後に第8号と第9号、これらはいずれもそれぞれ関連する議案でございますので一括上程といたします。それ以外の議案は単独上程といたしますので、よろしくお願いいたします。

議案の説明は幹事からいたしますけれども、議案によっては関係者の方々に補助説明をお願いする場合がありますので、ご了解を願います。

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについてのご検討をお願いいたします。それでは事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

本日上程のいずれの議案も、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないと判断いたします。従いまして、本審議会の議事運営規則第12条に基づき、公開とすることをご提案いたします。

(議長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案についてはいずれも公開ということで、よろしゅうございますか。

(異議なしの声)

(議長)

それでは、異議がないようでありますので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開として、いずれの議案も傍聴を認めることといたします。ここで事務局から本日の傍聴者についてご報告をお願いいたします。

ここで事務局から本日の傍聴者についてご報告願います。

(事務局)

本日の傍聴者でございますけれども、一般の傍聴者は全員で10名としております。本日は議案ごとに、できるだけ大勢の傍聴が可能となるよう、議案ごとに傍聴希望を伺いました。第1号議案から第9号議案までは傍聴希望がございませんでした。第10号議案が1名、第11号議案が1名、第12号議案が6名でございます。従いまして、一般傍聴者は実数で6名となります。議案ごとの傍聴者の入れ換えを行いますので、お願いいたします。報道関係者は2名でございます。以上です。

(議長)

それではただいまの説明のとおり、本日は一般の傍聴者については議案ごとに入れ替えを行うことといたします。事務局は、傍聴者を入場させてください。

(議長)

傍聴の皆様には、傍聴要領をよく読んで遵守してください。傍聴要領に反する行為をした場合には、退場していただくことがありますのでご注意ください。

報道関係の方はただいまから写真撮影を許可いたします。

(報道関係者の写真撮影)

第1号議案 高崎都市計画道路(3・4・44号矢中下斎田線)の変更について

(議長)

ただいまから議案の審議を行います。第1号議案高崎都市計画道路の変更についてを上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

都市計画課次長の高坂と申します。それでは、第1号議案高崎都市計画道路(3・4・44号矢中下斎田線)の変更について、説明いたします。お手元の議案書1・2ページをご覧ください。

本議案は、都市計画法第11条に規定する都市計画施設中の道路を変更するもので、起点から延長2,680mの区間について、線形及び幅員を変更するものです。

お手元の添付図面の図-1又はスクリーンをご覧ください。

総括図として、今回変更する矢中下斎田線の位置を示しています。矢中下斎田線は、高崎都市計画区域と玉村都市計画区域を結ぶ幹線道路です。赤線の部分が今回変更する区間で、高崎市市の市道となっています。沿線には、幼稚園、小学校、中学校などが立地しています。スクリーンの方に、学校や幼稚園の位置等を示してございますので、参考にご覧になって下さい。

続きまして、お手元の添付図面の図-2又はスクリーンをご覧ください。

少し拡大してございますが、計画図でございまして、今回の変更につきましては、スクリーンの方に着色してございますのは、平行する一級河川粕川の改修計画の河道線形が変更されたことに伴う一部区間の線形の変更と、沿線に小中学校や幼稚園等が立地することから、歩道幅員を拡幅する都市計画変更案が、高崎市より県あて申し出された事によりまして、変更が行われたものであります。

スクリーンをご覧ください。

参考として変更前と変更後の、一般部の標準断面図を示しています。この変更により幅員は16.0mから18.0mになります。

お手元の添付図面の図-4又はスクリーンをご覧ください。

ただいま説明いたしました第1号議案については、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述人の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で第1号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いします。

(議長)

それでは本案に係わるご意見、ご質問等をお願いします。

(なしの声)

(議長)

なしという声がありましたが一よろしいですか。それでは裁決いたします。
本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議無しの声)

(議長)

異議がないものと認めまして、本案は原案のとおり決定いたします。

第2号議案 高崎都市計画道路(3・3・45号寺尾木部線)の変更について

第3号議案 藤岡都市計画道路(3・3・3号北部環状線ほか1路線)の変更について

(議長)

次に、第2号議案高崎都市計画道路の変更について及び、第3号議案藤岡都市計画道路の変更については、先ほど申し上げましたように関連議案でございますので一括上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、第2号議案高崎都市計画道路(3・3・45号寺尾木部線)の変更について、第3号議案藤岡都市計画道路(3・3・3号北部環状線ほか1路線)の変更について説明させていただきます。お手元の議案書3ページから7ページ、それぞれの都市計画の案件が入っておりますので、ご覧下さい。

本議案につきましても、都市計画法都市計画施設の中の道路を変更するものでございます。高崎、藤岡両路線の主要地方道寺尾藤岡線バイパスとなっている区間の幅員について変更するものでございます。

お手元の添付図面の図-13又はスクリーンをご覧下さい。

第2号議案及び第3号議案の全体概要図として、今回変更する寺尾木部線及び北部環状線の位置を示しています。赤線で示した区間が、今回変更する区間となります。当該区間は、主要地方道寺尾藤岡線バイパスに位置付けられておりまして、高崎都市計画区域と藤岡都市計画区域を結ぶ幹線道路であります。また、主要地方道前橋長瀬線を介しまして、上信越自動車道藤岡インターチェンジにアクセスする道路です。当該路線の事業化にむけて、最新の知見による将来交通需要の見直しを行ったところ、今回変更区間の計画交通量が1日当たり9,000台以下となり、2車線で対応可能と予測されたことから、車線数及び幅員について都市計画変更を行うものです。

スクリーンをご覧下さい。参考として変更前と変更後の一般部の標準断面図を示しています。この変更によりまして幅員は25mから14.5mになります。

添付図面の図-5又はスクリーンをご覧ください。

高崎都市計画の寺尾木部線の概要図を示しています。寺尾藤岡線の現道との分岐路線から、

鐺川を渡った藤岡市境までが今回変更区間です。この赤線で示してあります。

お手元の添付図面の図－6又はスクリーンをご覧ください。

寺尾木部線の変更区間の計画図を示しています。変更後を赤、変更前を黄色という形で示しています。変更区間の幅員は14.5mになっておりますが、変更しない区間が長いために表示がW=25mとなっております。

お手元の添付図面の図－9又はスクリーンをご覧ください。

これは藤岡の北部環状線及び前橋長瀬線の概要図を示してございます。北部環状線の前橋長瀬線との分岐から高崎市境までの区間が今回の変更区間でございます。今回の変更によりまして、図の上部の方にあります、青色で囲ってあります、北部環状線の起点、国道254号線のところになりますが、下戸塚岩倉橋線までの区間、この青線の部分が最も長い区間となるために、標準幅員が25mから18mへと変更になります。このため、路線番号も3・3・3号から3・4・3号に変更となります。

この都市計画道路の番号ですけれども、こちらスクリーンの参考資料をご覧ください。区分といたしまして、一文字目、1番が自動車専用道路、3番は幹線道路に該当するものということで、頭の文字は3番でございます。2番目の数字が道路の幅員に合わせて、それぞれ決まっております。25mから18mに変更になったために2番目の番号が3番から4番へと変更になったものでございます。

お手元の添付図面の図－10又はスクリーンをご覧ください。

北部環状線の変更区間の計画図を示しています。北部環状線の幅員の変更に伴いまして、前橋長瀬線との交差点の隅切りの位置が変更となることから、前橋長瀬線の交差点形状が変更となります。また、この2路線間は車線数を定めていないため、新たに車線数を決定します。この赤い2車線です。スクリーンをご覧ください。

ただいま説明いたしました第2号議案及び第3号議案につきまして、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について、縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いします。

お手元の添付図面の資料図－12ですけれども、藤岡都市計画道路の変更の表中、上段の日付が12月8日になっておりますが、10日の誤りです。また、中段、市町村の意見聴取の日付につきましても、2月22日となっておりますが、24日の誤りです。訂正をお願いします。

以上で第2号議案及び第3号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程をお願いします。

(議長)

本案にかかるご意見、ご質問等をお願いします。

(森田委員)

標準断面図を拝見しましたがけれども、今のご説明で自動車交通については9000台切ったということで2車線で大丈夫という説明でしたけれども、歩道については当初計画では4.5mで歩道3mと植樹帯1.5mを今回3,500mmに変更した理由を教えてください。

(事務局)

今回の区間は主に農地を走っているということで、植樹帯は市町村同意等の中で不要であると判断しました。

(森田委員)

現計画の時は必要だと判断したけれども、今回不要ということですね。最低限の幅員は14.5mですね。

(事務局)

はい。

(議長)

他にいかがでしょうか。

(議長)

それでは、質問もないようなので裁決いたします。

本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

異議がないものと認め、第2号議案、第3号議案は原案のとおり決定いたします。

第4号議案 箕郷都市計画道路(3・3・11号箕郷幹線ほか2路線)の変更について

第5号議案 榛名都市計画道路(3・3・1号榛名幹線ほか2路線)の変更について

第6号議案 安中都市計画道路(3・3・10号南北中央幹線ほか3路線)の変更について

第7号議案 富岡都市計画道路(3・3・10号富岡下黒岩幹線)の変更について

(議長)

続きまして、第4号議案から第7号議案につきましても関連する議事でございますので、一括上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは第4号議案箕郷都市計画道路の変更(3・3・11号箕郷幹線ほか2路線)、第5号議案榛名都市計画道路の変更(3・3・1号榛名幹線ほか2路線)、第6号議案安中都市計画道路の変更(3・3・10号南北中央幹線ほか3路線)、第7号議案富岡都市計画道路(3・3・10号富岡新黒岩幹線)の変更について説明させていただきます。

お手持ちの議案書7ページから14ページにそれぞれの都市計画ごとに変更が示してございます。一部前後してしまいますが、添付図面の図-36又はスクリーンをご覧ください。

今回の変更区間を含む、西毛広域幹線道路の全体概要図を示しています。西毛広域幹線道路は、関越自動車道と上信越自動車道を結び、前橋、高崎、富岡甘楽の3広域市町村圏をつなぐ

幹線道路です。前橋市内の国道17号を起点とし、高崎市の国道406号及び安中市の国道18号を経て、富岡市の国道254号バイパスに至る西毛軸の主軸を担う道路でありまして、「群馬がはばたくための7つの交通軸構想」の主軸となっております。また、この道路の整備におきまして、西毛地域のより一層の発展が期待されているものでございます。都市計画区域としては、前橋、高崎、箕郷、榛名、安中、富岡の6つの都市計画区域にまたがります。総延長は、約27.8kmで、基本的な幅員が25mの4車線となっております。整備状況についてですが、黒線で示した部分は、供用開始又は整備中となっている区間です。残りの約20kmの区間において、現在未整備区間となっております。今回、この未整備区間については、効率的かつ効果的な事業の実施に向け、最新の交通需要予測に基づく検証を行いました。検証の結果として、赤線で示した区間について、平成42年時点で日交通量が3,300台から8,800台、青線で示した区間は、10,200台から16,400台となっております。この予測された計画交通量に対し、幅員の見直しを行うこととしました。主な変更としては、赤線で示した区間を4車線から2車線に変更することとございます。今回、変更となる都市計画区域は起点側から箕郷都市計画、榛名都市計画、安中都市計画及び富岡都市計画が該当となります。

それでは、箕郷都市計画道路の変更について説明します。お手元の添付図面の図-14又はスクリーンをご覧ください。

総括図として、3・3・11号箕郷幹線、3・4・4号大手中央通り線及び3・5・9号榛名白川線の位置を示しています。赤線が変更する区間、青線が変更しない区間となっております。大手中央通り線及び榛名白川線につきましては、箕郷幹線の幅員減少に伴う交差点区域の変更となります。具体的には、交差点における滞留長、減速車線、本線シフトが箕郷幹線側にずれることとなります。

お手元の添付図面の図-15又はスクリーンをご覧ください。

箕郷都市計画道路の計画図を示しています。計画図として、黄色が既決定となり、赤線が変更する区域となっております。箕郷幹線の変更区間につきましては、主要地方道高崎東吾妻線との交差を始まりといたしまして大手中央通り線までを4車線、交差点から西側を2車線としております。当該路線は、一路線において2車線と4車線の異なる車線の数が存在しますが、2車線の区間が1,790m、4車線の区間が970mとなりまして、2車線が総延長の2分の1以上の区間を占めるため、車線数は2車線という形で表示しております。大手中央通り線及び榛名白川線は、車線数を定めていなかったため、こちらについても新たに車線数を2車線という形で定めております。

続きまして図-16又はスクリーンをご覧ください。

箕郷幹線の終点部の計画を示しています。スクリーンをご覧ください。参考といたしまして、変更前と変更後の一般部の標準断面図を示しています。この変更によりまして幅員が25mから15mに変更となります。これに伴いまして名称を3・3・11号箕郷幹線を道路の幅員に合わせ3・5・11号に改めます。

つづきまして、第5号議案榛名都市計画道路の変更について説明します。お手元の添付図面の図-19又はスクリーンをご覧ください。

総括図として、3・3・1号榛名幹線、3・4・2号里見幹線及び3・4・4号下室田本郷線の位置を示しています。赤線が変更する区間、青線が変更しない区間となっております。里見幹線及び下室田本郷線につきましては、榛名幹線の幅員減少に伴う交差点区域の変更となり

ます。

お手元の添付図面の図-20又はスクリーンをご覧ください。

榛名都市計画の都市計画図を示してございます。計画図として、黄色が既決定となり、赤線が変更する区域となっております。榛名幹線の変更区間につきましては、起点から終点までとなり、全区間で2車線となります。下室田本郷線は、車線数を定めていないため、新たに車線数を決定します。

図-21又はスクリーンをご覧ください。

箕郷幹線と里見幹線の交差点部の計画図を示しています。里見幹線は手前までが両側歩道、そして立体交差の方が片側歩道という形になっています。里見幹線につきましても車線数を定めていないため、新たに車線数を決定するということでございます。

図-22又はスクリーンをご覧ください。箕郷幹線の終点部の計画図を示しています。

スクリーンをご覧ください。参考といたしまして、変更前と変更後の両側歩道、片側歩道の断面図を示してございます。

山間地やトンネル部では、地形状況や歩行者等の状況を考慮いたしまして、片側歩道となっております。幅員につきましては、25mから最も長い区間であります10.5mに変更となります。この変更に伴いまして、先ほどから出ております道路の名称につきましても、3・6・1号榛名幹線という形で、2番目の番号が変わるということでございます。

つづきまして、第6号議案安中都市計画道路の変更について説明します。お手元の添付図面の図-25又はスクリーンをご覧ください。

総括図として、3・3・10号南北中央幹線、3・4・2号中宿水口線、3・5・7号扇城下秋間線及び3・4・13号秋間幹線の位置を示してございます。赤線が変更する区間、青線が変更しない区間となっております。中宿水口線、扇城下秋間線及び秋間幹線につきましては、南北中央幹線の幅員減少に伴う交差点区域の変更でございます。

お手元の添付図面の図-26又はスクリーンをご覧ください。

安中都市計画道路の都市計画図を示してございます。黄色が既決定、赤線が変更する区間となっております。南北中央幹線の変更区間は、起点から終点までとなりまして、全区間で2車線となっております。また、幅員構成としましては、周辺の状況によりまして、片側両側歩道を使い分けるという形で検討してございます。図-27又はスクリーンをご覧ください。扇城下秋間線と秋間幹線との交差点部の計画図を示してございます。扇城下秋間線及び秋間幹線は、車線数を定めていないため、今回2車線という形で新たに車線数を決定します。

図-28又はスクリーンをご覧ください。中宿水口線と下の尻茶屋町線との交差点部の計画図を示してございます。

中宿水口線は、車線数を定めていないために2車線という形で、新たに車線数を決定します。下の尻茶屋町線は市決定となりますけれども、変更決定につきましても、安中市と連携いたしまして同時期となるよう作業中でございます。

図-29又はスクリーンをご覧ください。南北中央幹線の終点部の計画図を示しています。

スクリーンをご覧ください。参考といたしまして、変更前と変更後の両側歩道、片側歩道の標準断面図を示してございます。山間地やトンネル部分では、地形状況や歩行者等を考慮いたしまして、片側歩道となっております。幅員につきましては、25mから最も長い区間であります10.5mという形になりますので、この変更に伴いまして名称を3・6・10号南北中央

幹線という形で改めることとなります。

つづきまして、第7号議案富岡都市計画道路の変更について説明いたします。お手元の添付図面の図-32又はスクリーンをご覧ください。

総括図として、3・3・10号富岡下黒岩幹線の位置を示してございます。赤線が変更する区間、青線が変更しない区間となっております。

お手元の添付図面の図-33又はスクリーンをご覧ください。富岡都市計画道路の計画図を示しています。計画図として、黄色が既決定、赤線が変更する区域となっております。

富岡下黒岩幹線の変更区間につきましては、主要地方道前橋安中富岡線との交差点から終点までといたしまして、車線数は2車線となります。当該路線につきましても、一路線において2車線と先ほどの青色の変更を示す間、4車線との異なる車線数が存在しますが、2車線の区間が1、480m、4車線の区間が1、770mという形で、4車線が総延長の2分の1となりますので、表示といたしましては4車線のままという計画となっております。

スクリーンをご覧ください。参考として、変更前と変更後の標準断面図を示しています。

変更区間は、山間地であり地形状況や歩行者等を考慮し、片側歩道となっております。

スクリーンをご覧ください。参考として、榛名都市計画道路の変更の経緯を示しています。

ただいま説明しました第4号議案から第7号議案については、今回の都市計画道路の変更に伴い都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画の案について縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で第4号議案から第7号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程をお願いします。

(議長)

本案にかかるご意見、ご質問をお願いいたします。

(田中委員)

次回から説明される時に、ポイントで場所を示していただけないでしょうか。

(事務局)

はい、分かりました。

(森田委員)

延長20kmの都市計画の変更はとても大きな変更で大事だと思います。特に西毛幹線は非常に期待されている道路だと思うのでお聞きします。

2つあります。1点目は第2号議案、第3号議案は将来交通量の予測を平成17年の道路交通センサスに基づく交通量から推計されたという話ただなのですが、第3号議案から第7号議案について、将来交通需要予測となっている元となったデータとやり方について教えていただきたい。

2点目は、県の都市計画課が作成された都市計画道路の見直しガイドラインに基づいて検討されたかどうかと、それによって沿道状況関係についても記述があったと思いますので、かなり歩道を縮小しているののでどのようなチェックがなされたか教えてください。

(事務局)

計画交通量につきましては、平成17年の交通センサス結果を基に平成42年を将来として算定してございます。都市計画道路の計画の見直しについては、都市計画道路の見直しの算定基準にあわせチェックを行って、歩道等につきましても地元自治体との関係を調査しながらして決定してございます。

(森田委員)

都市計画道路の見直しガイドラインは県の都市計画課が作られて、各市町村も見直しに取りかかるはずで、今回の検討された結果を市町村も参考にしようと思っていると思うので、将来交通量だけのチェックだけではないですね。特に歩道の部分についてはどのような確認をされたか教えてください。沿道だとかマスタープランに載っているかなどチェック項目があったと思うのですが、都市計画の要件ではないかもしれないけれども都市計画課が作られた都市計画道路の見直しガイドラインの確認はされているのかどうか。確認されているのであれば、その内容を教えてください。

(事務局)

今回の変更につきましては、事業の効率化やコスト縮減の観点から、早期事業化、早期供用を目指すために行っています。全ての都市計画道路の見直しのチェック項目をチェックした訳ではございません。

(森田委員)

もしかしたら、歩行者に無理をかけている可能性もあるということですね。

(事務局)

歩行者につきましては、現状の歩行者の交通量について調査を行いまして十分対応できるものとして計画しております。

(平田委員)

両側を片側にしてしまうのだから、負担に係るのではないかということではないですか。

(森田委員)

確認をされていれば大丈夫なのですが、知っている限りでは一年前では群馬県の都市計画道路のガイドラインに基づいた見直しは0kmだと聞いたので、あらたに20kmが加わるのであれば全国でも見直しの量は多い方に属するから嬉しいことだし、そのためにガイドラインが使われたのかどうかということだけです。

(事務局)

歩道につきましても片側歩道というのは山間部、トンネルで周りに歩行者が居ないと言う訳でもないですが、片側で十分対応できるという箇所に配置して歩行者の歩道計画を作ってございます。

(議長)

今の話は見直しは交通量だとかに即したサイズの道路にしましょうということでしょうか。

(森田委員)

上位計画だとか景観に配慮して見直しましょうということで作ったので、是非使っていただきたいと思います。

(事務局)

全体的な都市計画道路の見直しということで、県道等について20年未着手の路線を選定してそれを市町村にお示しをして、市町村の道路網と一体となった見直しをしようということで平成18年に見直しガイドラインを策定しました。今回先行して藤岡市ではネットで検討させていただいておいて、23年度から動き出しをと思っています。それから、下仁田町も少し動いています。ただ、市町村にしてみると都市計画決定して今まで53条規制をしてきたので、そうそう県が見直しのお願いをしても、今までの規制をしてきた経過がございますのでそう簡単にはいかない。今回、大規模に西毛広幹道、寺尾藤岡線関係について見直しを行ったというのは県が早期事業化、7軸の中でやっというところ、早期事業効果が発現できる観点で尚かつ、片側歩道になっている部分もございますが、山間部とか沿道の集落の状況とか歩行者の数とかを勘案しながら、市町村とも我々県も一体となって検討した結果でございますので、ご理解いただければと思います。今後とも都市計画道路の見直しについては、積極的に進めていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

(森田委員)

市町村にかかわっておりますので、今回の検討が良い見本になればと思います。

(平田委員)

私は両側にあるものが片側になるのは非常に賛成です。高渋バイパスを見ても両側に歩道がありますが、片側でも十分対応できる。また、除草対策なども大変なのかと思っておりますので、経費の面からも片側で対応できるなら縮減でやっていただければと思います。

(事務局)

両側に沿道土地利用が発生するところは両側が原則と思っておりますが、中山間地域で山間部だとかトンネル、長大橋、こういうところでは片側歩道でもやむを得ないのかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

それでは本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

異議ないものと認めまして、第4号議案から第7号議案までは、原案のとおり決定いたします。

第8号議案 伊勢崎都市計画、赤堀都市計画及び東都市計画下水道(利根川佐波流域下水道(佐波処理区))の変更について

第9号議案 沼田都市計画、月夜野都市計画及び水上都市計画下水道(利根川上流流域下水道(奥利根処理区))の変更について

(議長)

次に、第8号議案及び第9号議案については、いずれも流域下水道に係る議案でございますので、一括上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

下水環境課次長の小板橋と申します。

それでは、第8号議案伊勢崎都市計画、赤堀都市計画及び東都市計画下水道(利根川佐波流域下水道(佐波処理区))の変更についてご説明いたします。お手元の議案書16ページをご覧ください。

本議案は、都市計画法第4条に規定する都市計画下水道を変更するもので、計画書に示す「2排水区域」に接続する下水道に太田都市計画太田市公共下水道を追加するものです。

具体的には、議案添付図面の図-37又はスクリーンをご覧ください。48:22

ここが太田市と伊勢崎市の境になってございます。佐波流域下水道については、この部分に平塚水質浄化センターがございまして、利根川が下から上へ向かって流れているところです。佐波流域下水道は、太い線で囲ってあるところが既設の伊勢崎の排水区域でございまして、そこに右上赤い部分でございまして、尾島第2処理区159haを編入するものでございまして、編入する理由といたしましては、当初、尾島第2処理区は新田処理区の利根水質浄化センターへ流入する予定でした。こちらまで約3.5km離れております。3.5km持って行くよりは平塚水質浄化センターだと約500m程度ということもあり、効率的な整備計画に変更したいというものでございます。

ただいま説明しました第8号議案については、去る平成22年12月15日から28日までの間、都市計画の原案を住民意見反映措置として閲覧に供し、公述人の公募を行いました。公述の申し出はありませんでした。また、閲覧を経て決定した都市計画案について、去る平成23年2月14日から28日までの間、都市計画法第17条第1項の規定による縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

続きまして、第9号議案沼田都市計画、月夜野都市計画及び水上都市計画下水道(利根川上流流域下水道(奥利根処理区))の変更についてご説明いたします。お手元の議案書18ページをご覧ください。

本議案は、都市計画法第4条に規定する都市計画下水道を月夜野町と水上町の合併により、計画書に示す「2排水区域」の接続する下水道の名称、月夜野都市計画及び水上都市計画下水道をひらがなのみなかみ都市計画みなかみ公共下水道に変えるものでございます。また、「3下水管渠」の位置及び「4その他の施設」の位置の町名を変更するもので

す。以上で第9号議案の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いします。

(議長)

本件にかかるご意見、ご質問等をお願いいたします。

(議長)

特によろしゅうございますか。

それでは、本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

異議ないものと認めまして、第8号議案及び第9号議案は、原案のとおり決定いたします。

第10号議案 玉村都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

それでは、第10号議案玉村都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程いたします。傍聴者を入れてください。

(傍聴者入場)

(議長)

それでは、事務局からの説明を求めます。

(事務局)

建築住宅課次長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

今日の議事について、第10号議案、第11号議案、第12号議案が建築基準法第51条ただし書きの対象となっております。最初の第10号議案、第11号議案については群馬県知事からの付議、第12号議案については前橋市長からの付議となっております。

それでは、第10号議案玉村都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてをご説明させていただきます。議案書の19ページをご覧ください。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設につきましては、建築基準法第51条で建築が制限されていますが、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合に限り建築できるようになっております。本案件は、この規定に基づいて許可申請がなされたもので、許可権者の特定行政庁であります群馬県が本審議会に付議し、今般ご審議いただくものでございます。

議案書19ページが群馬県知事からの付議書です。

議案書20ページをご覧ください。申請概要です。

【名 称】 玉村都市計画区域内産業廃棄物処理施設

【用途地域】 工業専用地域

【申請者住所氏名】 群馬県佐波郡玉村町大字川井 2 0 8 5 - 1

みやま運輸倉庫株式会社

代表取締役 平野 理恵子

【所在地】 群馬県玉村町大字川井 3 7 - 1 他

【敷地面積】 4, 1 3 9. 6 3 m²

【主な施設】 産業廃棄物処理施設（中間処理）

【処理能力】 廃プラスチック類破砕 3 5. 3 8 t / 日

延べ面積 申請部分 3 6 6. 9 1 m²

申請以外の部分 1, 5 7 3. 3 1 m²

合計 1, 9 4 0. 2 2 m²

でございます。

本施設は、処理能力が1日6tを超える廃プラスチック類の破砕処理施設であり、建築基準法第51条のその他の政令で定める処理施設に該当することから同条ただし書きの許可を行うものであるということでございます。

申請者のみやま運輸倉庫株式会社は、平成15年10月に産業廃棄物処分業の許可を取得し、廃プラスチック類を購入して破砕し商品として、輸出・販売する事業を行っていました。その後、平成17年に本申請地である工業専用地域内の土地及び建物を購入し移転、既存建築物内に破砕機を設置し、同様な事業を継続してきました。

この度、顧客からの要望や経営の安定化のため、現存する破砕機を利用し、リサイクル事業のみならず、廃棄物処理部門の事業拡大を行おうとするものでございます。

次に、添付図面をご説明させていただきます。スクリーン又は図-39をご覧ください。

申請地は、玉村のまちがこちらにございます。役場がここにあります。ここから東へ約2.8km、国道354号線が玉村の方から伊勢崎の方に抜けてございます。この区画が工業専用地域内にあります。その一角に申請地が位置しております。

スクリーン又は図-40をご覧ください。

赤色で示したのが、今回の申請地でございます。工業専用地域ということですので、周りは全て工場です。先ほどは図面で見るときは申請地東側は白地になっていましたが、線引きをする前にこちらは許可をとって開発されたということで、周囲の現状は工業地域になっております。周囲300mに係る部分を示してございますが、最も近い住宅までは、各々の工場を介して直線距離約440m離れてございます。

スクリーン又は図-41をご覧ください。

赤色が申請地の境界線でございます。前面は町道の220号線、幅員16mです。工業専用地域の外周道路になります。南側は町道2653号線、幅員9mの道路です。それと北側も道路で3面道路に囲まれている状況です。黄色で示したものが今回の申請建物です。それ以外は既存の事務所など申請外建築物でございます。

スクリーン又は図－４２をご覧ください。

こちらは工場の中です。既存の施設でございまして、現にプラスチックの破砕等は行っておりますが、今度は有価物として購入をして、この許可を受けて廃棄物のプラスチックの破砕をしたいということでございます。赤が廃プラスチック類が入る行程で、緑の方が破砕後の行程を示しております。

スクリーン又は図－４３をご覧ください。

こちらが、今回の廃棄物処理施設の設置手続の概要でございます。

事前協議は平成２１年７月１０日に始まりまして、平成２２年８月１０日に終了しております。今回、都市計画法の開発許可は不要でございます。ただいま、廃掃法の設置許可について申請中で、間もなく許可になる旨、聞いております。

それでは、スクリーンで追加説明をいたします。

こちらが、廃プラスチック類の処理の流れをフローにしたものでございます。工場等から搬入されたものを選別して粉砕機に入れまして異物を取り除いてパックに入れてストックヤードで保管をする。最終的に製品チップとなり、国内メーカーや海外メーカー、中国や台湾と取引があるようでして、製品として再生する。

こちらは、破砕処理が行われた廃プラスチック類の写真でございます。

これは、既存の建物の外観が左側で、右側は現在ある処理施設でございます。

スクリーンによるご説明は以上となりますが、補足説明をさせていただきます。

本申請にあたっては、生活環境影響調査を行っておりますが、その報告書の中で、粉塵、騒音、振動、水質、臭気のいずれの項目も規制値以内又は、問題が無いと評価されております。また、玉村町長からは都市計画上支障がない旨の意見をいただいております。

以上のことをふまえ、本計画による処理施設が起因となり、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で、第１０号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

(議長)

本件にかかるご意見、ご質問等をお願いいたします。

(議長)

特によろしゅうございますか。

それでは本案について、都市計画上の支障なしとすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長)

異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

第 11 号議案 沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

それでは、第 11 号議案沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

それでは、引き続きまして第 11 号議案沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてをご説明させていただきます。

本案件につきましても、先程の第 10 号議案同様、建築基準法第 51 条ただし書きの規定の基づき許可申請がなされたものでございます。

議案書 21 ページをご覧ください。知事からの付議書でございます。

議案書 22 ページをご覧ください。申請施設概要でございます。

【名称】沼田都市計画区域内産業廃棄物処理施設

【用途地域】指定なし

【申請者住所氏名】沼田市恩田町 83-15

株式会社リ・フォレスト

代表取締役 小林 明

【所在地】沼田市石墨町字新田割 2109-1 の一部他

【敷地面積】1,620.08㎡

【主な施設】一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設

【処理能力】	木くずの破砕	120 t/日
	延べ面積	申請部分（新築） 383.26㎡
		申請部分（用途変更） 61.43㎡
	合計	444.69㎡

でございます。

本施設は、処理能力 1 日 5 t を超える木くずの破砕処理施設であり、建築基準法第 51 条その他の政令で定める処理施設に該当することから、同条ただし書きの許可の手続を行うおうとするものでございます。

図-44 又はスクリーンをご覧ください。

こちらが沼田の市街地でございます。ここが市役所でございます。ここから北に向かって関越自動車道が走っておりますが、その脇になります。市役所から 2.8 km の郊外でございます。周りは農村でございます。

許可申請者である株式会社リ・フォレストについてご説明させていただきます。

現在、廃棄物の運搬業を行っているやまびこ運送有限会社の役員が、近年、木くずの取扱量が増えたため、会社の敷地の一部を利用して自ら破砕処理、切断処理の中間処分業を行う計画を立て、平成 21 年に会社を設立したもので、今回の計画に至っております。

本施設は、主な施設に一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設とございますように、一般廃棄物の処理についても行う計画であり、一般廃棄物については、沼田市の都市計画審議会の議を経ることとなっておりますので、先月 8 日に開催されました沼田市都市計画審議会に付議させていただき、原案のとおり支障なしとして答申をいただいているものでござい

ます。

この周りの環境についてご説明させていただきます。

沼田市都市計画マスタープランによると、「農業・産業が暮らしや豊かな自然と調和した共存地域」がまちづくりの方針となっている場所でございますので、工場の立地についても産業としてマスタープランとも整合しております。

スクリーン又は図-45をご覧ください。

こちらは、施設付近を拡大したものでございます。これが関越自動車道で、こちらが市道です。こちらには大きな工場があります。赤色で示しましたのが今回の申請地でございます。青色で示しましたのが工場でございます。この道路に沿って工場が立ち並んでいる状況でございます。こちらが鉄骨製作工場、こちらは造園業で、こちらが木材加工工場で、これも何年前前に51条の許可をとって木くずの破碎処理をしております。黄色で示しましたのが住宅でございます。最も近い住宅については、申請地から60m程度の距離にございます。それ以外はかなり遠くになってございます。

なお、周辺住民への説明につきましては、事業計画、環境対策、通学路の安全対策を示した説明用資料を作成し、計画地から最も近い住民の方へは、直接計画を説明し、承諾をいただき、周辺の石墨町、戸神町、善桂寺町の3区の区長さんへは事業計画の説明を行い承諾をいただき、周辺300m以内の住宅へはアパートも含めて35戸ございますが、こちらへは連絡先を記載した説明用資料を各戸へ配布し、ご意見を募っております。

2月14日には、配布が完了しており、現在までのところご意見はございません。

スクリーン又は図-46をご覧ください。

こちらは、建築物の配置状況を示したものでございます。赤い線で囲われた部分が申請敷地でございます。ここが関連会社の敷地でございます。この部分を分けて産業廃棄物処理施設に使いたいということでございます。敷地は高さ2mの鉄板と門扉により囲まれる予定となっております。黄色で示しましたのが申請に係る建築物で、申請建築物1が木くずの破碎施設、申請建築物2が事務所、申請建築物3が既存の倉庫でございます。この倉庫につきましては、今回、薪割り施設に用途を変更いたします。

車両については、こちらの市道からの出入りとなります。

1日に10t車8台程度の出入りを予定しております。市道の幅員については、のりじり、歩道も含めると13m以上となっておりますが、実際の車道部分は約8mでございます。周囲300m以内には学校はございませんが、1kmほどの距離に小学校と中学校があるため、沼田市教育委員会と通学路の安全対策について協議を行い、登下校時の出入りをなるべく避けること、止むなく登下校時の出入りする場合は誘導員を配置することとなっております。

スクリーン又は図-47をご覧ください。

こちらは、建物の中を示したものでございます。こちらに搬入して、ストックヤードに移して、ここで破碎をして、金属くずなど磁力で選別をしてストックヤードに運ばれて搬出されます。もう一つの流れは、ここからフォークリフトで搬送して薪にするという作業でございます。

スクリーン又は図-48をご覧ください。

こちらは手続関係の状況を示したフロー図でございます。廃棄物処理施設に係る事前協

議におきましては、事前協議書の提出が平成21年11月24日、終了が平成22年11月10日となっております。都市計画法の手続きは不要となっております。廃掃法の設置許可は必要でございます。

続きまして、補足説明をさせていただきます。

これは工程ですけれども、ストックヤードにあったものを破砕する流れと、薪にする流れです。処理もこういったベルトコンベアーで上げて破砕して、薪はこうして処理をします。これが原料ですけれども、これを破砕にかけて細かくなります。こちらは原木を切断して薪になるということでございます。破砕処理されたものは、発電燃料用チップや家畜の敷料となります。これは建物でございます。約11mほどの建物が破砕施設で、これが薪を割る所、こちらが事務所でございます。これは保管の状況を見たところで、作業をするときはシャッターを降ろすことになっています。

補足説明をさせていただきますと、大気汚染、騒音、振動等の環境基準につきましては、各種規制基準以下であること、又は規制基準と照らして支障が無いことを確認しております。本施設につきましては、新たに生じる生活環境への影響が少なく、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

以上で第11号議案の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしく願いいたします

(議長)

本件にかかるご意見、ご質問等をお願い致します。

(平田委員)

チップは畜産農家に販売しているのですか。薪はどこに販売しているのですか。

(事務局)

チップは畜産農家に販売しております。薪の販売先は確認しておりません。

(平田委員)

場所は、関越道路沿いのドクターモリがあるその反対側でいいのでしょうか。

(事務局)

はい。こちらがドクターモリでその反対側です。この辺は300m以上離れてますので青で色を付けていませんが、工場が集まっているところでございます。

(萩原委員)

配置的なことですが、10t車なので敷地内でどう回転するのでしょうか。道路からバックで入って来るのでしょうか。

(事務局)

はい、道路からバックで入ってくるようになります。もともと運送会社ですので、自ら運転できますが、確かにあまり広くない状況です。

(萩原委員)

ちょっと狭いですね。道路上でバックして入ってくるのなら少し気を付けないといけませんね。

(事務局)

はい。

(議長)

他にはいかがでしょうか。それでは意見も無いようですのでお諮りいたします。

それでは本案について、都市計画上の支障なしとすることにご異議ございませんか。

(異議無しの声)

(議長)

異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

第12号議案 前橋都市計画区域内(西大室町)産業廃棄物処理施設の敷地位置について

(議長)

それでは、第12号議案前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置についてを上程いたします。事務局から説明を求めます。

(事務局)

第12号議案前橋都市計画区域内(西大室町)産業廃棄物処理施設の敷地位置についてをご説明させていただきます。

議案書の23ページをご覧ください。前橋市長からの付議書となっております。

議案書の24ページをご覧ください。申請概要となっております。

【名称】前橋都市計画区域内産業廃棄物処理施設

【用途地域】指定なし 市街化調整区域

【申請者住所氏名】前橋市西大室町2116-1

有限会社 ヤマ・エンタープライズ

代表取締役 山越 泰明

【所在地】前橋市西大室町437-1他

【敷地面積】4,561.85㎡

【主な施設】産業廃棄物処理施設

【処理能力】がれき類破砕

304t/日

延べ面積	申請部分（破砕施設新設）	86.10㎡
	申請以外の部分（新設）	432.19㎡
	合計	518.29㎡

となっております。

本施設は、処理能力が一日あたり5トンを超えるがれき類の破砕処理施設であり、建築基準法第51条その他の政令で定める処理施設に該当することから、同法第51条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものでございます。

なお、この件に関して審議会委員の皆様のとこに産業廃棄物処理場計画を考える会から陳情書を送付したと聞いております。この陳情書についてご説明させていただきます。

今回の申請内容としては破砕施設ですが、申請以外の部分432.19㎡の中に廃プラスチックの低温分解装置というものがございます。主にこの装置の技術的な安全性が確認できないということに対する不安があるということを出されていると考えております。

それでは、施設の詳細につきましては、許可権者であります前橋市の建築指導課松嶋課長からの説明とさせていただきます。

（前橋市松嶋課長）

前橋市建築指導課の松嶋と申します。第12号議案について補助説明をさせていただきます。

本議案につきましては、前回の第155回都市計画審議会第4号議案としていただいたのにもかかわらず、直前に審議の先送りとなったことについて、誠に申し訳ございませんでした。このたび改めて付議をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

申請者の有限会社ヤマ・エンタープライズは、平成18年に設立され、現在、がれき類の破砕処理及び低温分解処理並びに低温分解処理施設の販売を視野に、施設の設置計画を進めており、今回、建設現場から発生する建設資材等のリサイクル化の推進を目的に申請地を借地し、事業を行おうとするものでございます。

なお、敷地内で同時に行う廃プラスチック類等の混合廃棄物の低温分解処理につきましては、建築基準法第51条のその他の政令で定める処理施設には該当せず、特定行政庁の許可を必要としておりませんが、敷地内の付属の施設となっております。

次に、添付図面の説明をさせていただきます。

スクリーン又は図-49をご覧ください。申請地の位置を示しております。敷地は前橋駅から北東へ約10.4km、上毛電鉄北原駅から南へ約1.9kmの大正用水に面した場所に位置しております。

申請地から北西方向には神沢の森があり、工業地域及び準工業地域に指定されております。この北側は粕川都市計画区域で、旧粕川村でございます。

次のスクリーン又は図-50をご覧ください。

申請地から300mの範囲の状況を示しております。赤で示したのが今回の申請地で、敷地の周囲は薄青色で示しました乾谷沼、大正用水及び畑が大半を占め、黄色で示した住宅が3戸、及び約150m離れた北側に青色で示した社会福祉施設が位置する状況でございます。主たる搬入・搬出の経路を緑色で示しましたが、県道苗ヶ島・飯土井線から幅員約6m～8mの市道で約900m東にございます。

次のスクリーン又は図－５１をご覧ください。

こちらは、土地の利用計画を示したものでございます。車輛の出入りについては、搬入は北の幅員６．５mの市道から、また、搬出は東の市道とセットバックする敷地を合わせて幅員５mの道路から北の市道へ出ます。道路に面する箇所は、出入り口を除いて高さ２mの鋼板の塀で囲われ、敷地の南及び西は大正用水に隣接し、緑地帯を設けます。黄色のAはがれき類の破碎処理施設、Bが低温分解処理施設、Cが廃プラスチック類等の混合廃棄物置場、Dが低温分解処理によってできた残渣物や油、水の保管施設、Eが事務所で、全体の延べ床面積は、５１８．２９㎡でございます。

次のスクリーン又は図－５２をご覧ください。平面図と工程図を兼ねております。黄色と緑の矢印で示しますのががれき類の破碎処理の工程をフロー図で示したものでございます。搬入されたコンクリートを主とする、がれき類を置き場に集積し、選別により、がれき以外の廃棄物は隣の混合廃棄物置場へ移します。がれき類はベルトコンベアで建物の中にある破碎機のホッパーへ投入します。破碎されたがれき類は、振動選別されストックスペースに集積されます。粒度の大きいものは破碎機に再投入されます。

次のスクリーン又は図－５３をご覧ください。

廃棄物処理施設の設置手続きの概要についてですが、左上の廃棄物処理施設の事前協議につきましても、群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程に基づいて事前協議書を前橋環境森林事務所に提出し、その後、前橋市の中核市移行により事務権限が本市に委譲され、大気汚染、騒音、振動、臭気等、おもに生活環境の保全上の見地から審査がされ、①の現地調査から⑦の関係者からの合意書取得を経て、平成２２年１月２１日付けで事前協議が終了しております。中央ピンク色の建築基準法第５１条の許可について、昨年２月２２日に申請を受理し、本日の都市計画審議会に付議させていただいております。

今後の主な手続きといたしましては、右側の建築基準法関係規定による手続きの都市計画法の開発許可、その後中央の建築確認申請、建築工事を経て行政検査、左側の廃掃法に基づく施設の設置許可、施設の設置工事、施設の完成検査を経て産業廃棄物処理業の許可となり、施設の運営開始となって行きます。

お手持ちの資料についての説明は以上でございますが、引き続きスクリーンをご覧ください。

こちらは、破碎処理の工程図を絵にしたものでございます。先ほどの資材搬入からがれき類置き場に集積し、選別、ベルトコンベアで建物の中にある破碎機、振動選別されストックスペースに集積、搬出までのルートでございます。

次のスクリーンをご覧ください。

がれき類、主にコンクリートの破碎前と破碎後の写真でございます。

次のスクリーンをご覧ください。

破碎機を収める建て屋の立面図です。北立面図は高さが７．５mあります。投入口が屋根に近いところに空いていますが、ベルトコンベアにより、がれき類を投入します。東立面図はベルトコンベアを設置する部分を除いて防音シートで囲われております。南立面図及び西立面図は外壁で囲われております。スクリーンによるご説明は、以上でございます。

つづいて、補足説明をさせていただきます。

周辺的生活環境の保全対策について説明させていただきます。

排水につきましては、破砕機では処理工程上発生いたしません。また、低温分解装置については装置内部で発生するガス等の洗浄水を循環して使用しますが、3ヶ月に1回程度交換が必要となります。交換時にはタンクから汲み出され、専門の処理業者に運搬されて処理が行われます。また、低温分解装置から油分が抽出されますが、これも専門の処理業者により運搬されて処理が行われます。

粉塵につきましては、破砕機を建物内に設置し、東側開放面から粉塵を飛散させないよう、稼動時は破砕物投入口と破砕物搬出ベルトコンベアに散水装置を設置するため、粉塵が周辺に飛散する恐れはないと考えております。また、低温分解装置に投入される廃プラスチック類は破砕を行わずに投入いたしますので、粉塵が周辺に飛散する恐れはないと考えております。

騒音につきましては、破砕機の稼働による騒音が予測されます。住宅や社会福祉施設のある方向には外壁を設置するとともに外壁の屋内側には石膏ボードを張り、さらには東面を防音シートで囲うなど遮音性能を高めるとともに、敷地東側、北側の道路に沿って、高さ2mの鋼板壁を設け、大正用水沿いに樹木を植えるなど、騒音の抑制を図り、基準値である敷地境界における55デシベル以下を満たす計画です。

振動につきましては、破砕機と土間コンクリートの間に防振ゴムを取り付け、振動の抑制を図り、基準値である敷地境界における65デシベル以下を満たす計画です。

臭気につきましては、破砕機については悪臭の発生する恐れはないと考えております。低温分解装置では、プラスチック類が炭化する過程でガスが発生しますが、密閉された装置の中で活性炭吸着装置に吸着させて外部に流出させない構造としており、基準値である敷地境界における指数2.1以下を満たす計画です。また、管理者を昼夜常駐させて事故のないよう管理するとのことであります。なお、申請に至るまでの実証試験装置は、「前橋市産学官連携新製品・新技術開発費補助事業」の補助支援を受け、装置の開発を群馬高専との産学連携により進めているとともに「ぐんまの環境新技術・新製品」評価会で「環境配慮製品」とされております。

周辺住民対応でございますが、敷地内で破砕処理と同時に行う低温分解処理の健康被害等の安全性について、当初の事業者の説明不足から周囲300mの範囲以外の住民の方を代表とする反対陳情に発展いたしました。

事業者においてその後説明会を行い、さらに説明会に参加されなかった西大室町の各戸に、説明会時に出た質問事項の施設の主旨、産業廃棄物の搬入先、周辺の環境対策、周辺交通配慮、営業許可までの手続きに対する回答を記して文書を配布し理解が得られるよう努めておりますが、反対運動は継続しております。なお、開催日はまだ決まっておりませんが、現在、建設反対の代表者と事業者で4回目の説明会開催に向けて調整中でございます。また、市としましても本都市計画審議会以降に、必要とする手続きに、都市計画法の開発許可、廃掃法の施設の設置許可、処理業の許可等があり、この間にも住民の理解を得る努力を行うよう事業者には指導していきたくと考えております。

施設計画の適否については、本市の廃棄物処理施設の許可基準に照らし、市街化調整区域の立地条件である既存の集落から概ね100m以上離れており、将来的に住居及び商業系の市街化区域への編入又は用途地域の定めが予想されない場所であることについては、最も近い住宅まで250m、社会福祉施設まで150mであり、市街化区域への編入の計

画がないこと。近隣の小中学校等までの距離100m以上離れていることについては、大室小学校1.3km、荒砥保育所2km、荒砥中学校2.5km離れていること。

搬入、搬出車両により他の交通に著しい影響を与えないことについては、交通量調査を昨年4月9日の午前9時から10時の間に実施し、申請地北側の道路の通過車両は7台、西の南北道路の通過車両は17台でありました。営業開始後、1時間に約7台の車両の増加が見込まれますが、現在が1時間に17台程度の交通量の少ない道路であり、著しく交通量に影響するものではないこと。

可能な限り通学路や住宅街を避けるについては、搬入・搬出経路は県道苗ヶ島・飯土井線から幅員6mから8mの市道で、沿線の住宅は2戸と少なく、通学路については指定されておられません。

関係法令に抵触しないこと及びこれらについて十分な配慮がされていることについては、環境基準、大気保全、水質保全等関係法令に抵触しない計画であり、環境への対応が整い前橋市廃棄物処理施設の事前協議に関する規定に係る事前協議が終了したこと。

いずれの項目においても基準に適合する計画であることから、その敷地位置が都市計画上支障ないものと考えられるため、本審議会に付議したものでございます。

前橋市からの補助説明は以上でございます。

(事務局)

以上で、第12号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の程お願いいたします。

(議長)

本件にかかるご意見、ご質問等をお願いいたします。

(平田委員)

申請書を見るとがれき類の破砕が1日あたり304tということですが、油を一部処理するようなことでしたが、油の処理はどんな内容ですか。

(前橋市)

特に油の処理というのは計画ではございません。破砕処理とあわせて低温分解装置が計画されておりますけれども、油分が抽出されることかと思っておりますけれども、廃プラスチックを低温分解で処理している中で油分が出てくるということでございまして、それについては専門業者が持ち出して処理施設で処理を行うことで計画されています。

(平田委員)

前橋市さんの説明を聞いているとこの施設をつくりたいという感じを受けたのですが、実はこの産業廃棄物処理場計画を考える会代表岡野公彦さんから私に陳情書の送付がありました。皆さんのところには行っていきますでしょうか。それを見ますと「今回の処理場計画で使用されるゼオライザーは技術的に安全性が確認されておらず、公害の発生の可能性が高いこと」と書かれているのですが、このゼオライザーとはどのようなものですか。

(前橋市)

ゼオライザーというのは事業者の呼名でして、基本的には物の燃焼を伴わずに200度程度で廃プラスチックをいぶすと言いますか、熱により分解します。その時の熱源としましてゼオライト鉱石に熱を保持した上で、その上に廃棄物を乗せて分解するといった計画でございます。

(平田委員)

私も前に畜産に携わっていますから、ゼオライトというものは使ってみたことがありますけれども、その時は臭気を取るような話だったのですが、これを見ると臭気が出るということですが検証はされているのですか。

(前橋市)

ガスが発生するというところで、実験施設の中でガスを採取して分析した中では臭気に係るものも検出されていますが、今回の計画についてはガスの排出を伴わない気体を循環させて使用する中で排ガスの洗浄及び、活性炭吸着装置を付けることによってガスを循環させて排気方式を伴わない方式であるという計画でございます。

(平田委員)

群馬高専の小島先生は水処理の大家ですよね。水の浄化などに関し素晴らしい方ですね。小島先生のこの内容を見て、産業廃棄物処場計画を考える会の岡野公彦さんに言いました。皆さんのところに陳情書は届いていませんか。

(前橋市)

届いていません。

(平田委員)

小島先生の話からすると、もう一度検討する必要があるのではないかと取れる。もう一つは上毛新聞の記事で、産廃施設中止を求め署名を提出。その中に市によると予定地は約4,400㎡、建設工事などが出るがれきを粉砕処理したり、廃プラスチックや紙くずなどを低温分解する施設が予定されていると。廃プラスチックや紙くずなどの処理が予定されていると書かれていて、申請上は、がれき類の粉砕だとすると新聞の記事とは違うのだけれども、どういうことですか。

(前橋市)

今回の建築基準法第51条ただし書きで該当するのはがれき類の破砕です。低温分解処理施設につきましては建築基準法第51条の許可に該当しません。

(平田委員)

該当しないから良いということですか。

(前橋市)

該当しないから良いということでは無くて、この破碎施設が該当しますので、今回の都市計画審議会でも説明をさせていただいているところです。

(平田委員)

地元の人とするとその辺が一番臭気の問題などを心配していると思うので、重要なのではないかと考えるのですが。

(森田委員)

51条のただし書きで申請以外の部分ですから審議しなくても良いという考え方もあると思うのですが、それも説明されたからそれは関係するのかと思ってしまって、そうしますと、昨年11月24日付けで前回の都計審で審議することを取り下げられた理由をお聞きしたい。そのように判断した理由をお聞きしたい。

(前橋市)

廃掃法の事前協議において、計画地の地権者からの合意書の取得時期と提出時期に不整合が生じておりました。そのことが判明したため、11月の都市計画審議会での審議を先送りさせていただきました。

(森田委員)

昨年の11月の時点で間に合うであろうと思っていた合意書をもらうのが遅れたからということで流したのでしょうか。

(前橋市)

建設地の土地所有者から合意書を取得したのですけれども、提出時に記入する日付が、かなり前にその合意書をいただいていたものを、後の日付で出したことが判明いたしました。その当時は調査が必要ということで都計審の先送りをお願いしました。

(森田委員)

それが今回整ったということですね。

それと廃プラスチックの処理の部分については審議対象でしょうか。

(議長)

少し議論を整理したいと思うのですが、図-51を出していただきたいのですが。

こういう敷地にこういう物をつくってこの黄色いところに破碎機を置く建物をつくるのですね。これは建築基準法第51条ただし書の許可が無いと建てられないということで良いですね。そしてBのところ到低温分解装置を置いて、Bのところは鉄骨造の建物をつくると。ご説明では低温分解装置が入った建物については、都市計画で廃棄物処理場の位置を決定している場所以外にもつくれるという前提でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(議長)

では、それはあまり影響の無いものだから許可が要らないということなのでしょうか。

(前橋市)

法律の中で規定されていないのですが。

(議長)

それがそうなっている中で、AとBは全く違う処理なのですよ。業者さんは全く違うことを2つやりたいということで、全く関連していないのでしょうか。

(前橋市)

がれきの中で一部廃プラスチックが混ざってれば低温分解の方で処理をするようです。

(議長)

その低温分解したものは何になるのですか。再利用できるのですか。

(前橋市)

融雪剤やコンクリートの中に混ぜて骨材として使うと計画しております。

(議長)

では、そういう前提で図-53の手続きですが、この左側の廃棄物処理施設の事前協議から始まって、廃掃法に基づく設置許可というのは両方対象となるわけですね。この両方の施設としての設置許可を出すと言う趣旨でいいですか。

(前橋市)

がれきの破碎施設につきまして、廃棄物処理法の許可を要する書類として設置許可申請が対象となります。低温分解施設につきましては、事前協議に基づきまして設置許可申請相当の実施計画ということで、個別施設の申請を審査いたします。がれきの破碎施設が法に基づく設置許可申請の対象ですけれども、低温分解施設には設置許可が不要ですので、市の事前協議規定の中で規定されている設置許可申請に相当する実施計画書の部分で低温分解施設については審査をする予定です。最終的な業務許可申請については、全ての事業計画が対象になります。

(議長)

簡単な話で、がれきの破碎は良いけど、こっちは問題だとなった時はどうなるのですか。

(前橋市)

廃棄物処理施設の設置許可としましては、がれきの破碎施設のための許可対象施設ですが、廃棄物処分業の許可がございませぬ。これも廃棄物処理法に基づく許可でございませぬので、これにつきまして低温分解の方が環境に影響があるのであれば業の許可が下りないということではございませぬ。

(議長)

住民の方々が心配されている点については、別の手続きできちんと判断されるので心配ないとなれば、これはこれで審議できますが、そうでないとするとなかなか議論がしにくいと思いますが、その点はいかがですか。

(萩原委員)

事前協議でされる地元住民の合意形成というのは、あくまでこれは良い、これは別だという中で行われているものでなくて、たまたまここに出てきているものはそういった分類があるのでしょうか。新聞を読みましたら3月6日に881人の反対署名が県に出ているとあるのですが、これに対する県の捉え方はどうなのでしょう。出ているのですよね、どちらに出ているのですか。

(廃棄物政策課)

廃棄物政策課の小原と申します。先日、副知事が対応したのですが、要望書として888名の署名が提出されました。廃棄物処理法については施設あるいは処理業の権限については中核市に移っていますので、廃棄物処理法を所管する立場として県から述べる立場にありませんので、要望は重く受け止めさせていただいたところでございませぬ。

(萩原委員)

当然、この都市計画審議会があるということで、その前に県に出された内容であって、審議会に向けて出された住民達の反対署名の中身はどういう人達がどういう目的で出されたのか精査してないのですか。881名は相当大人数ですよね。ただ貰っただけですか。

(廃棄物政策課)

廃棄物政策課としては、廃棄物処理法を所管するという立場ですので、それ以上に踏み込んだことはなかなか言えないのですが。

(萩原委員)

廃棄物処理施設の事前協議がそちらの担当でしょう。事前協議に対しての合意書を取得しなければいけないということで取得してあったわけですね。だけど、ここに出てきた我々に対して考える会から出てきているものについては、合意書の取得方法が適切ではなかったと。地権者、住民は合意書を撤回しましたと書いてあるわけですね。そうすると事前協議に戻るといえることですか。

(廃棄物政策課)

その辺の経緯については、市の事前協議に基づいて処理がされているということですので、その過程でどのような進め方をしたかについての詳細は不明です。

(萩原委員)

でも、都市計画審議会でこの案件があることは分かっていて、そのことについて881名の反対署名が出たのでしょうか。そのことはどういうことなのか、その中身についてどうなのか、ただ貰っただけですか。この審議会に対して県の考え方はどういうものなのか言えませんか。

(廃棄物政策課)

廃棄物処理施設の建設計画に対する反対の要望書を本日の審議会がある前にいただいた事実はあるのですが。

(萩原委員)

我々委員はそういったことは知らなくて、新聞に出たから分かりました。県としてはそれを受け取ったわけで、そして、各審議会の委員に対してこれは正しいことなのか事実なのか分かりませんが、こういった書類が送られているわけです。

(廃棄物政策課)

その日の副知事の対応としても住民の方の臭いの話や低温分解の心配ということに対して不安は理解をされました。その上で廃棄物処理法のそういった有害物質が流出するのか、業者をどう指導していくかといったことに関しては市の権限で行われるものだと言われております。

(萩原委員)

市の権限で行うものだけでも、県に出されたわけです。今日、審議会があるのだから、当然委員としてもこの県の審議会として審議するのだから、事前に我々にも県の考え方を伝えてもらった方がいいのではないですか。それが新聞に出てから議論になっているのですから。

(廃棄物政策課)

それ以上、市の権限で踏み込むことはできないというお考えだったように。

(萩原委員)

何も無ければ出ないはずですよ。881名という反対署名がこの審議会の前に県に出された。重く受け止めたと言ってましたよね。我々もそのことをよく考えなければならないと思います。

(廃棄物政策課)

市からの説明もありましたが、51条の議案については、廃棄物処理法と法律がリンクしてしますので、廃棄物処理法の許可対象になるものが51条ただし書きの許可対象になるということですので、地元の方が心配されている低温分解は施設としては許可対象ではありませんが、設置にあたっては内容を十分指導しようとして県と同じような事前協議規定をつくっていただいて計画書を承認する手続きを踏んでいるところです。

(後藤委員)

整理すると、今回出ているのは建築基準法第51条ただし書の許可を都計審にかけてくださいということですね。それと、それ以降に廃掃法の手続きがあります。こういうことですね。しかもあくまでもがれきの破碎処理が対象として書かれている。しかし、住民が不安に思っているのはその側にある低温分解装置のことが不安に思っている。非常にねじれている状態である。今回の都計審にかかっている案件は、がれきの破碎処理の位置を決定する。位置を決定するのは当局の市としては何ら問題ないというお考えである。県の廃棄物政策課も市の廃掃法等の処理についても今後、廃棄物政策の中で審議していくということ、しかし、住民はその時の低温分解装置の安全性、臭気等の公害について心配している。この実態をどう見るかというのが都計審の場に持ち込まれている。こんな難しい、非常に悩ましいところだと思います。

(議長)

そういうことですね。もう一つ、図-53で今まで廃棄物処理施設の事前協議をやっておったと、そしてここにご説明がありますが、設置者が説明会をして20m以内だとか300m以内だとか合意書が出ているわけですが、その前提として破碎処理だけのことでやっていたのですか。廃プラスチックも合わせたものとして説明されていたのですか。

(前橋市)

平成21年2月25日、第2回の説明会が開催されております。その時の記録を見ますと破碎施設ガラパゴス破碎機という機種が予定されていますけれども、それについての説明及び低温分解処理施設の説明が行われております。質問については、低温分解処理施設の内容が大半を占めています。第3回目平成22年6月22日につきましては、低温分解処理施設についての質問が大部分です。

(議長)

それから冒頭の説明で、ここに書いてある300m以内の人達は今でも同意をしてくれて、そこから外の人達が反対しているようなご説明があったようですが。

(前橋市)

建築基準法第51条ただし書きの許可にあたっては、特に合意書の取得は、前橋市の許可基準では合意書を求めておりません。廃掃法の事前協議の中で合意書を求めておるわけですが、それについて合意書を取得しております。

(議長)

その合意書というのは対象にももちろん廃プラスチックの施設も入っているのでしょうか。入っていないのですか。

(前橋市)

撤回をするといった内容のものは市に届いておりますが、それについては廃棄物対策課の方でお答えします。

(前橋市)

廃棄物処理施設に関する合意書とは廃棄物処理施設を設置して良いかどうかという合意ではなくて、その前段で環境影響調査をすることについての合意になります。それにつきましては、市と住民との合意ではなくて事業者と地域住民との合意でありまして、事業者の方から提出されております。

(平田委員)

では、なぜこのような騒動が起きるのでしょうか。

(前橋市)

市にいただいた意見等によりますと、事業者側の説明の方が不十分であったと聞いております。市としては説明会に出席しておりませんので、詳細のやりとりは分かりませんが、事業者からの報告及び反対をされている住民の方々の意見をお聞きする中では認識の違いが見られていますので、引き続き合意を形成するよう行政指導を行っております。

(議長)

ご説明だと図-53ですと事前協議をやりまして、それについてみな合意を取って問題も無くきましたとご説明されているのですが、800いくつ反対が出たと、その合意をした人が反対しているのなら全体はどうかしらと思ったのですね。それが一つと、別施設だからこの要件を満たしているかこれでやっちゃっていいかという問題があると思えますので、やはりご指摘があるようにこれだけ反対や書面をもらっている上で関係ありませんと採決をするのは時期尚早かなという気もします。もちろんその辺を取りまとめていただいて、法律的に仕方がないということであれば議長として決を採らざるをえないと思うのですが、それで独断で恐縮ですが、お諮りをしたいのですが、先ほどのご説明ですと我々がいただいた書面については市の方には行ってないみたいなことでしたよね。こういう心配についてはこういった考え方があるにご説明いただくことと、よくわからないのですが、図-53に書いてある設置者がいうところの合意書の取得自体が今否定をしておられるのかどうかという点、最後は法律的な問題だと思うのですが、大体は委員の先生はお分かりだと思うのですが、仮に端的に言って廃プラの方はやや問題だという時に、がれきの方は問題ないからということで都計審が都市計画上支障が無いという判断をして本来よろしいものなのかと、これは県の方だと思うのですが、その辺は少し調査していただいて、例外的に審議会で認めればできるということですから、規則処分みたいにさっさとしない

と違法だという話ではないと思いますので、一度継続審議にするといたしたらいかがかと思うのですが、どうですか。

前橋市には大変恐縮ですけれども、こういう状況でありますので、先程来意見が出た一つは現状の我々がいただいている文書そのものに対してはご反論ないということがあればご説明いただくということと、特に住民の反対の様子がどんな状況なのかということが2番目ですよね、あとはそれでもここで議決をすることでよろしいのかどうか、どちらかと言えば都市計画法上の問題だと思いますが、もう一度ご検討いただいて、次回にご説明いただいて、機が熟せばそこで採決したいと思いますのでよろしくお願い致します。

(森田委員)

私の方にも手紙をいただいたのは事実なのですけれども、それは私としてはどういう筋のものか分からないので、あまり審議会で出すべきことではないと思いました。なぜなら、都市計画法に基づく格の高い審議会であり、基本的に提供されたこの資料で審議するものだったのだと思います。これを見ればがれきの破碎施設ということで審議しようとして来たわけですけれども、市の補足説明で低温分解装置のことを説明されたので、そういう材料が揃ってしまいました。法定審議会でそれを言われた以上、議事録としても残るし、廃掃法の事前協議も取ってるし、今後の指導もしていくとおっしゃられている。そういう記録も残ってしまっている。資料としてはかなり大きな資料だと思うのですけれども、それを踏まえてかつ、この資料の中で審議しなければならぬだろうと思いました。もちろん法定審議会だから重要ですが、私は法律家ではないので、私が学校の先生に習ったのは都市計画だとか都市計画法、法律以上に大切なのは、都市計画とは何かと言われたら都市計画は愛情だと聞きました。それは法律の上をいくものだと思うので、そういう形で望んでいただきたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。

以上で、本日の議案の審議は終了いたしました。

傍聴人におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

静粛な傍聴にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(議長)

最後に5その他ですが、事務局からお願いいたします。

(事務局)

次回、第157回審議会の開催についてですが、通例によりますと6月下旬の開催でございますが、今回は、5月臨時県議会と6月議会の間での調整させていただけたらと存じます。具体的には、県議会の日程が決まりましたら、会長にご相談して期日を決定させていただきたいと思います。

(議長)

そういうことでよろしゅうございますか。

それでは、次回の日程は5月末頃か6月始めの開催ということで、開催期日については会長に一任していただく。後日お知らせいたしますのでご了承をお願いいたします。

これをもちまして本日は閉会といたします。

(閉会 15 : 40)

(議事録署名人)
